第２節　武力攻撃事態等における活動体制の確立

１　文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護対策本部の設置

文部科学大臣は、政府に武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に文部科学大臣を長とする文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置する。

省対策本部の組織、職務代理の順その他省対策本部に関し必要な事項については、別に定める。

省対策本部を設置した場合には、対策本部、関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕等に省対策本部の連絡窓口等を通知する。

２　職員の派遣

⑴　文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、被災地において関係情報の収集・伝達を的確かつ迅速に行うため、必要があると認めるときは、あらかじめ指定した職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県及び被災市町村との連絡調整等を行う。

⑵　文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、国民保護法第29条第３項の規定により都道府県対策本部長から職員派遣の求めがあったときは、速やかに文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官が指名する職員を派遣する。

⑶　文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、国民保護法第151条第１項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があったとき、又は同法第152条第１項の職員の派遣のあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

３　文部科学省、スポーツ庁及び文化庁を含む首都圏が被災した場合の措置

⑴　文部科学省、スポーツ庁及び文化庁を含む首都圏が被災した場合、職員及び来訪者等の避難、庁舎の安全点検、応急復旧、職員の安否の確認等の緊急対応が的確に実施されるよう、体制の整備を図る。

⑵　文部科学省、スポーツ庁及び文化庁において業務を行うことが困難な場合、対策本部との連携に十分留意し、所管の関係機関の協力を得て、代替機能を確保する措置を検討する。

第３章　国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

１　基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

２　国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について迅速な処理が可能となるよう、必要な処理体制を確保するよう努める。

また、これらの手続に関連する文書の作成・保存に当たっては、公文書管理法及び文部科学省行政文書管理規則に基づき適切に処理するとともに、武力攻撃災害による逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等特段の配慮を払う。

３　国民に対する情報提供

学校等の被害状況、活動状況及び国民保護措置の実施状況等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時かつ適切に提供する。

４　関係機関相互の連携協力の確保

この計画の実施に当たっては、関係行政機関、地方公共団体、及び所管の関係機関との間で、平素より密接な連携を図り、国民保護措置が総合的かつ有機的に実施されるよう努める。

また、都道府県知事等から、文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずる。

５　安全の確保

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、国民保護措置の実施に従事する職員について、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置の実施に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

第４章　文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項

第１節　平素からの備え

１　所管の関係機関における計画等の整備

⑴　所管の関係機関において、武力攻撃事態等における安全確保及び教員又は職員の参集・情報連絡体制並びに平素からの教員又は職員の安全指導体制等に関する計画又は対応マニュアル等の整備が図られるよう、所管の関係機関の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

⑵　学校等における計画等の作成については、武力攻撃事態別の避難、保護者への引渡し又は学校等での保護方策等、児童生徒等の安全確保が適切に行われるものとなるよう留意するとともに、学校等が避難所となった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、国民保護対策担当部局やＰＴＡ、自主防災組織等と連携しつつ、適切な計画等が作成されるよう、学校等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

特に、障害のある児童生徒等への対応については、平素より、一人一人の障害の状態に応じた避難誘導体制の整備が適切になされるよう、学校等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

２　国民保護措置に関する啓発

⑴　所管の関係機関に対して、国民保護措置の重要性及び国民保護措置に関する訓練の必要性に関して啓発を図る。

⑵　武力攻撃事態等における児童生徒等の安全の確保及び事態対応能力育成のため、児童生徒等に対して、国民保護措置の重要性についての啓発や必要な安全教育が行われるとともに、児童生徒等のボランティア精神が培われるよう、学校等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

⑶　武力攻撃事態等における児童生徒等及び教職員の安全の確保及び事態対応能力育成のため、学校等の教職員に対して、国民保護措置に関する知識のかん養及び応急処置、カウンセリング等の技能の向上を図るよう、学校等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

⑷　社会教育施設等及びＰＴＡ、婦人団体等社会教育関係団体その他の関係団体に対し、これらの団体の諸活動を通じた国民保護措置に関する意識の啓発について、指導及び助言を行う。

⑸　学校教育や社会教育などの様々な機会を通じて、地方公共団体及び日本赤十字社等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び同第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義等についての啓発が図られるよう、学校等及び社会教育施設等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

３　国民保護措置に関する訓練

⑴　文部科学省、スポーツ庁及び文化庁における国民保護措置に関する訓練

具体的な事態を想定し、この計画に基づき、情報収集、伝達訓練、非常参集訓練、本部設置訓練、応急対策訓練等の必要な訓練を実施する。その際、国民保護措置と防災のための措置との間で相互に応用が可能な項目について、防災訓練と有機的に連携させるよう配慮する。

また、政府の総合訓練、関係機関の行う訓練に積極的に関係職員を参加させ、国民保護措置に関する業務の連携に努める。